

入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

平成27年4月20日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 松淵 厚樹

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）15機械設備改修工事設計監理業務
- (2) 仕様 入札説明書及び仕様書等による
- (3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、設計図および積算書の作成は平成27年6月19日（金）まで、工事監理については本工事の発注から平成27年11月30日（月）までとする。
- (4) 業務場所 北海道労災特別介護施設（岩見沢市かえで町8丁目1-1）
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成27・28年厚生労働省一般競争入札(指名競争)参加資格の「測量・建設コンサルタント等」のうち「建築関係コンサルタント」（北海道地区）において、B等級又はC等級に格付けされたものであること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、直近2年間において該当する制度の保険料の滞納がないこと。※「保険料納付にかかる申立書」の提出を要する。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451

(2) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

(3) 参加申込期限

平成27年5月7日(木) 午後5時15分

(4) 入札書の受領期限及び場所

平成27年5月8日(金) 午前10時00分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

(5) 開札の日時及び場所

平成27年5月8日(金) 午前10時05分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

4. 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp>) 利用の可否

本調達は電子調達システム(GEPS)の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

(1) 上記3.(3)の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」をPDF形式で登録すること。

(2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

(3) 入札書の提出(登録)は上記3.(4)の期限までに行うこと。

(4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3.(3)までに「入札参加資格確認申請・証明書」(様式3)を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を送付することを可能とする。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第2号、第100条の3第3号に基づき免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を支出負担行為担当官より求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

詳細については、入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否

必要である。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

業務仕様書

1 設計業務名

北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢） 1 5 機械設備改修工事
設計監理業務

2 設計場所

岩見沢市かえで町 8 丁目 1 - 1

3 業務内容

下記 4 の工事内容にかかる入札に必要な仕様書、図面の作成、官公署に対する各種届出、材料数量及び概算工事費の積算業務とする。各種届出に要する費用は受注者の負担とする。

積算等にあたっては、市販の積算資料および機器メーカーの設計価見積書等を使用すること。

その他、詳細については、北海道労働局職員との打合せによること。

工事監理業務（下記 7）については、本工事が着手する場合に発効する契約とし、本工事の入札が不調により契約に至らなかった場合は、工事監理業務に相当する金額を減じて契約内容を変更する。

4 工事内容

○直焚き吸収式冷温水発生装置 2 基の更新

○冷却水ポンプ 2 台の更新

○冷却塔 2 基の更新

これらに付随する電気設備・中央監視設備改修等

5 業務期間

契約の日から 7 日以内に着手し、設計図の作成は平成 2 7 年 6 月 1 9 日（金）まで、工事監理については本工事の発注（8 月上旬）から平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日（月）までとする。

6 現地調査

現地調査を行う場合は、発注者に連絡のうえ日程調整するものであるが、調査箇所によっては業務終了後の調査となることを了知すること。

7 工事監理

北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢） 1 5 機械設備改修工事において、以下の業務を主として工事監理を行う。

- ①工事発注後の現場の安全体制および工事進捗状況を管理し、毎月末までに工事進捗状況と監理実績の報告を行う。(任意書式)
- ②工事中の施工方法等について、設計図と相違がないか確認するとともに、施工方法等について、施工者に必要な助言を行う。また、疑義がある場合は発注者に対して照会を取り次ぐ役割を担う。
- ③官公署に対する届出に必要な書面作成および立会いを行う。
- ④工事現場に常駐する必要はなく、施工者とは週間工程について電子メール等を活用して施工状況を把握すること。

8 その他

成果品のうち図面については、CAD (DWGまたはDXF形式) により作成することとし、A3版 (製本2部及びバラ1部)、及びデータ (CD-ROM又はUSBメモリー) を提出すること。

積算については、積算表は電子データ (Excel等) と紙媒体 (1部)、積算資料は紙媒体 (1部) を提出すること。

既存の施設に関する建築時図面データ (画像スキャン) および直近の改修工事にかかる平面図等のCADデータについては当局より提供が可能であること。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名 北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）15機械設備改修工事設計監理業務
- (2) 仕様 別添仕様書による
- (3) 業務期間 契約の日から7日以内に着手し、設計図等の作成は平成27年6月19日（金）まで、工事監理については本工事の発注から平成27年11月30日（月）までとする。
- (4) 工事場所 岩見沢市かえで町8丁目1-1
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 入札者は、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者。（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に設計や測量を粗雑にし、又は成果物の品質若しくは積算数量に関して不正の行為を働いた者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 平成27・28年厚生労働省一般競争入札(指名競争)参加資格の、「測量・建設コンサルタント等」のうち「建築関係コンサルタント」（北海道地区）において、B等級又はC等級に格付けされた者であること。
- (3) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船

員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、直近2年間に於いて該当する制度の保険料の滞納がないこと。

3 入札書の提出場所等

本調達では電子調達システムにより執行するが、電子入札により難しい場合は、紙入札を妨げない。

(1) 電子調達システムによる入札

① 参加申し込み

平成27年5月7日(木)午後5時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」様式4をPDF形式で登録すること。

② 入札書の提出(登録)

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出(登録)期限】

平成27年5月8日(金)午前10時00分

③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

(2) 紙による入札

① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」(写)を添付したもの、「保険料納付に係る申出書」様式4を、平成27年5月7日(木)午後5時15分までに提出しなければならない。

② 入札書の受領期限

平成27年5月8日(金)午前10時00分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。上記①と同時でも差し支えない。

③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎9階南側 北海道労働局 総務部総務課会計第四係 TEL011-700-5451(直通) FAX011-700-3179

④ 紙入札書の提出方法

入札書は様式1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載)及び「平成27年5月8日開札 北海道労災特別介護施設(ケアプラザ岩見沢)15機械設備改修工事設計監理業務」と記入し、3(2)②の期限までに提出しなければならない。

⑤ 郵便(簡易書留郵便に限る)により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「平成27年5月8日開札 北海道労災特別介護施設(ケアプラザ岩見沢)15機械設備改修工事設計監理業務 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3(2)③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までには様式2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 平成27年5月8日（金） 午前10時05分

場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人が立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を（1）の同日 午前11時までに案内する。

5 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き

落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約条項
別添契約書（案）のとおり

7 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (2) 支払い条件
別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

入 札 書

(契約事項) 北海道労災特別介護施設 (ケアプラザ岩見沢) 1 5 機械設備改修工事設計監理業務

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札
します。

平成 年 月 日

住 所
(入札者)

氏 名 ㊟

住 所
(代理人)

氏 名 ㊟

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

- 注 1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。
- 注 2. 金額の前に「¥」記号を付すること。
- 注 3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(様式 2)

平成 年 月 日

委任状

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

私は、 (住 所)
(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日
次の入札に関する一切の件。

北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）1 5 機械設備改修工事設計監理業務

入札参加資格確認申請・証明書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 調達案件名称 | 北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）15機械設備改修工事設計監理業務 |
| 2 開札日 | 平成27年 5月 8日（金） |
| 3 履行期限 | 平成27年11月30日（月） |
| 4 添付書類 | 資格審査結果通知書（写） |

（入札者）

所在地

商号又は名称

代表者名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）15機械設備改修工事設計監理業務

住所	
名称	
代表者	Ⓔ

契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢） 1 5 機械設備改修工事
設計監理業務
- 2 業務場所 岩見沢市かえで町8丁目1-1
- 3 請負代金 ¥ 円（うち消費税及び地方消費税額¥ 円）

上記の委託業務について、支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 松淵 厚樹（以下「発注者」とする。）と、（以下「受注者」とする。）は次の条項により契約を締結する。

- 第1条 発注者及び受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。
- 第2条 受注者は別添仕様書に基づき「北海道労災特別介護施設（ケアプラザ岩見沢）15機械設備改修工事設計監理業務」（以下「業務」という。）を行い、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。
- 第3条 業務の履行場所は、前記2のとおりとする。
 - 2 業務の範囲及び仕様は、別添仕様書のとおりとする。
- 第4条 履行期間は、契約の日から7日以内に着手し、
設計図の作成および積算書の作成は平成27年6月19日（金）まで、
工事監理については本工事の発注から平成27年11月30日（月）までとする。
- 第5条 発注者は、この契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。
- 第6条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 第7条 受注者は、業務全部を一括して、第三者に委任してはならない。
ただし、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、第三者の住所、氏名、委任しようとする業務の範囲及びその必要性、その契約金額を記載した書面を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- 第8条 発注者及び受注者は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了した後といえども同様とする。
- 第9条 業務実施のため必要な機械器具、資材、消耗品等は、受注者の負担とする。
- 第10条 受注者は、業務を行うに当たっては、発注者の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
 - 2 受注者は、受注者の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
 - 3 発注者は、受注者の従事者を不相当と認めるときは、受注者に対して従事者の交替を求めることができる。
- 第11条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に受注者の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
 - 2 受注者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 第12条 発注者又は発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）は、受注者から業務終了の通知を受けた日から10日以内に最終検査を完了しなければならない。なお、本契約においては積算業務が完了した時点で中間検査を実施する。
 - 2 受注者の業務は、前項の最終検査に合格したときをもって、完了したものとする。
 - 3 受注者は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示

に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生ずる一切の費用は、受注者の負担とする。

第13条 受注者は、業務を完了したときは、当該期間等に相当する金額の支払を官署支出官 北海道労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

第14条 官署支出官は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）により、支払遅延利息を受注者に支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

第15条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一部中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 発注者及び受注者は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議してこの契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、この契約の定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面により定めるものとする。

4 本契約には中間検査完了後に別途入札を実施する工事の工事監理業務を含んでいるが、当該工事が入札不調などにより発注することができなかつた場合は、本契約のうち工事監理業務にかかる費用分を減額して契約内容を変更する。

第16条 発注者は、自己の都合により、受注者に対し1か月の予告期間をもって、書面により通告し、この契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、書面により通告し、この契約を解除することができる。

3 発注者は、前項の規定による解除する場合には、受注者に損害賠償を請求できるものとする。

4 前項に規定する損害賠償の額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

5 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除される場合には、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

6 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

第17条 発注者は、本契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは

同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第18条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第2項又は第4項及び第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、契約の履行を理由として、全各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第19条 受注者が16条及び前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払われないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号）により、支払遅延利息を発注者に支払うものとする。

第20条 受注者は、第15条第1項又は第2項、第4項の規定による事情変更の場合若しくは16条第1項又は第2項の規定による解除の場合には、発注者に対して損害賠償の請求をしないものとする。

ただし、受注者は、発注者に対して、既に経過した期間における業務の終了部分に相当する金額の支払を請求できるものとし、この場合は第12条から第14条までの規定を準用するものとする。

2 受注者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、発注者に損害を与えた場合は、発注者に対し、一切の損害を賠償するものとする。

3 前項の損害には、発注者が受注者に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において発注者が国民等に支払いを要する金額及び発注者が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続きに関する費用を含むものとする。

4 受注者は、この契約を履行するに当たり、受注者の従事者又は機械器具等に損害を受けたときはすべて受注者の負担とする。

ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

5 受注者は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその損害の賠償を行うものとする。

ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

6 第2項に規定する損害賠償の額は、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

第21条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

第22条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第23条 受注者は、21条第1項及び22条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受注者は、21条第1項及び22条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第24条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知らながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当

該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第25条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行なうものとする。

第26条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議のうえ定めることとする。

第27条 この契約について、発注者受注者協議を要するものにつき協議が整わないとき又は発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、両者の協議により選出した第三者に解決あつせんを求めるものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、発注者と受注者との間において平等に負担する。

第28条 本契約に関する訴えの管轄については、北海道労働局の所在地を管轄する札幌地方裁判所とする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 札幌市北区北8条西2丁目1-1
支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 松淵 厚樹

受注者